

＜参考資料＞
オンラインセミナー

お受けすることが多いご質問への回答
＜贈与税と相続税＞

1. 子供への贈与税率は優遇されている？
2. 「相続時精算課税」の選択は得ですか？
3. 自宅を妻へ無税で贈与できる特例がある？
4. 自社株を後継者に無税で贈与できる？
5. 個人事業者も相続税が免除される？
6. 住宅取得資金を子供に無税で贈与できる？

1. 子供への贈与税率は優遇されている？

「暦年課税」での贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格		一般税率 (一般贈与財産)		特例税率 (特例贈与財産)	
		税率	控除額	税率	控除額
200万円以下		10%	—	10%	—
200万円超	300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超	400万円以下	20%	25万円	20%	30万円
400万円超	600万円以下	30%	65万円	30%	90万円
600万円超	1,000万円以下	40%	125万円	40%	190万円
1,000万円超	1,500万円以下	45%	175万円	45%	265万円
1,500万円超	3,000万円以下	50%	250万円	50%	415万円
3,000万円超	4,500万円以下	55%	400万円	55%	640万円
4,500万円超					

$$\text{贈与税額} = (\text{贈与財産の価格} - \text{基礎控除110万円}) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

直系尊属から直系卑属（財産の贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上の者に限る）

2. 「相続時精算課税」の選択は得ですか？

「相続時精算課税制度」の要件

贈与者	贈与をした年の1月1日において 60歳以上（注）の父母または祖父母
受贈者	贈与を受けた年の1月1日において、贈与者の推定相続人である20歳以上の子または孫

（注）住宅取得等資金の贈与税の非課税特例を受ける財産については贈与者が60歳未満であっても相続時精算課税を選択できる

★注意★ 「相続時精算課税」を選択する場合の留意点

1. 暦年課税の基礎控除額110万円を控除できない
2. 贈与を受けた財産が110万円以下であっても贈与税の申告が必要
3. 受贈者（子または孫）が贈与者（父母または祖父母）ごとに選択できるが、いったん選択すると選択した年以後贈与者の死亡時まで継続して適用される
4. 選択に係る贈与者から贈与については「暦年課税」への変更はできない

3. 自宅を妻へ無税で贈与できる特例がある？

贈与税の課税価格

=

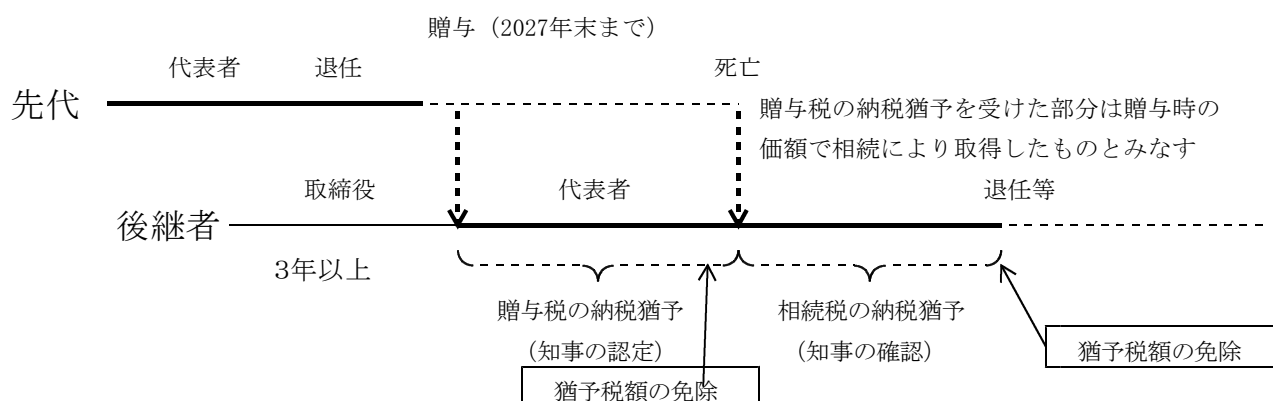
贈与した金銭または
居住用不動産の価額

-

2,110万円

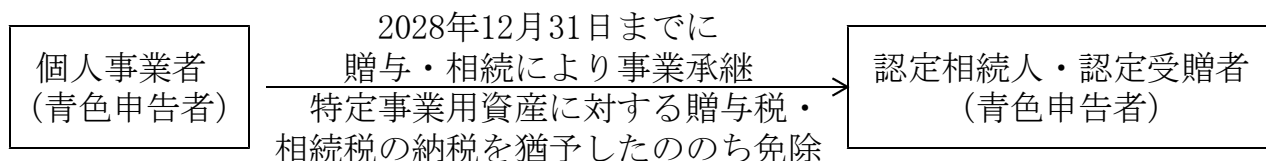
居住用不動産 … 専ら居住の用に供するための家屋またはその家屋の敷地（借地権を含む）をいう

4. 自社株を後継者に無税で贈与できる？



- (注1) 継続届出書を期限までに提出しなかったり、納税猶予期間中に一定の事由（会社の解散、後継者が代表者でなくなる、後継者以外の者が黄金株を保有する、後継者が筆頭株主でなくなる、有償減資を行うなど）に該当した場合は、猶予税額に加えて利子税も合わせて納付しなければならないことに注意が必要
- (注2) 納税が猶予される税額および利子税の額に見合う担保の提供が必要

5. 個人事業者も相続税が免除される？



★注意★ 猶予税額の全額と利子税の納付が必要となるケース

1. 事業を廃止した場合（やむを得ない理由がある場合を除く）
2. 資産管理事業または性風俗関連特殊営業に該当した場合
3. その事業に係る事業所得の総収入金額がゼロとなった場合
4. 青色申告の承認が取り消された場合 など

6. 住宅取得資金を子供に無税で贈与できる？

住宅用家屋の新築等に 係る契約締結日	非課税限度額	
	省エネ等住宅	左記以外の住宅
2019年4月1日から 2020年3月31日まで	3,000万円	2,500万円
2020年4月1日から 2021年3月31日まで	1,500万円	1,000万円
2021年4月1日から 2021年12月31日まで	1,200万円	700万円

～ 消費税率10%で課税された住宅 ～

(注) 省エネ等住宅は一定の省エネ等基準に該当する家屋であることの証明を受けたもの